



栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全国歯報

2015.8 77号

理事長就任挨拶



全国歯科医師国民健康保険組合
理事長 尾上 徹

過去2年間に理事長として何も出来なかった様に思いますが、平成27年7月26日の第77回通常組合会の役員選任理事会におきまして新理事の先生方のご推挙により、再度次期2年間の理事長を拝命することになり、誠に光栄なことでございます。この2年間でやり残したことがある故、再度もう2年間勤めよと云う意味だと思っております。浅学非才の身ですので、いささか荷が重く自信はございませんが、できる限りの努力をしたいと考えております。

国保を取り巻く環境が一層厳しく、国民の高齢化、都市化など社会構造が激しく変化する中で、特に全国歯国保組合員が協会けんぽ、組合健保等と比較すると所得が高いという理由で国庫定率補助金の引き下げが行われようとしています。これに対して全国歯としては32%に少しでも近づける努力をしなければならないと考えています。また加入者の高齢化や医療の高度化で医療費の伸びが大きくなるため、この対策として組合員の健康寿命の増進に取り組まなければなりません。組合の運営では「相互扶助」の精神の基本姿勢を忘れることなく大切にし、より透明感の高い組合運営を行い、この難局を乗り越えたいと考えています。現在の全国歯を築いてこられた先輩の理事長並びに役員の方々のご努力に対し深い敬意を表します。

今後とも更なる英知を結集し「対話と合議」を重視して被保険者の立場に立ち、役員、事務局の皆さんの協力とご支援をいただき、より健全な国保組合運営に努めて行きたいと思っております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。よろしくお願いたします。

- 座右の銘 共助、公助、自助
- 抱 負 今期は国庫定率補助金の対策に全力を尽くしたい
- 趣 味 読書、星座、スポーツ

77回
通常組合会

理事長に尾上先生を再選 平成26年度事業報告、歳入歳出決算を承認

平成27年7月26日(日)正午より、朝日生命大手町ビル・フクラシア東京ステーション「6D」において第77回通常組合会が開催された。井川議長の挨拶の後、恒石副理事長の開会の辞に引き続き議事録署名人に山口県支部の福田議員を指名し、物故会員に対する黙祷、尾上理事長の挨拶の後、議事に入り平成26年度事業報告、平成26年度歳入歳出決算、平成26年度決算剰余金の処分、及び役員退職慰労金積立金の処分について、慎重審議の結果原案どおり可決承認された。

引き続き任期満了に伴う役員を選任が行われ、各支部から選出された理事が全員承認された。組合会を暫時中断し開催された新任理事による役員選任理事会で、尾上徹現理事長(京都府支部)が再任された。理事長指名理事には、平塚靖規先生(京都府支部)、袋布充先生(京都府支部)が承認された。

組合会再開後、役員選任理事会で承認された、平塚、袋布両理事長指名理事を組合会で承認した。監事の選任では地区代表議員会で選出された、常務監事に滝澤隆先生(長野県支部)、監事に箱崎守男先生(岩手県支部)を組合会で承認し選任した。





■議長挨拶 井川議長

ただ今より、第77回通常組合会を開催いたします。本日は第77回通常組合会のご案内を差し上げましたところ、大変ご多忙の折り、又お暑いなかにも拘らず、台風12号の接近のなかでも全国各地よりご参集賜り心よりお礼申し上げます。

本日の組合会は平成26年度事業報告及び平成26年度歳入歳出決算の重要案件と役員選任のため、暫時休憩し、役員選任理事会並びに代表委員会が開催されます。本日は長時間になると思いますので早速始めさせていただきます。それでは日程に従いまして進めさせていただきます。

■開会の辞（要旨） 恒石副理事長



東京は最高気温が36度といわれる猛暑の中、また大変ご多忙のところお集まり頂き有難うございます。

尾上理事長の全国歯ニュースの冒頭に記載されてい

るように、我々を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正案」が5月27日の参議院の通常本会議で可決されました。これによって国保組合の国庫補助の削減が実施されることで厳しくなります。これについては、理事長あるいは執行部から話があるかと思いますが、今日は現執行部の最後の通常組合会です。議長からお話を伺いましたが、通例の通常組合会に比べて、次期執行部の承認を得る議案もございます。どうか4時までにスムーズに終わるよう皆様方のご協力をお願いいたします。私事ですが、私も後期高齢者ですので今の任を退きたいと思っております。皆様方のご指導、ご鞭撻に対しまして心からお礼を申し上げます。それでは、ただ今から第77回通常組合会を開催いたします。

■理事長挨拶（要旨）

尾上理事長



ご多忙の中、しかも台風接近の中、ご出席頂き有難うございました。又先生方には日頃より国保組合の運営にご協力、ご指導を頂き有難う

ございます。本日は全国歯表彰及び春の叙勲で旭日小綬章を受章された仲佐善昭先生に記念品の贈呈があります。

それからお詫びですが、7月7日に開催された全歯連の総会で実施された会長選挙に、全国歯からも立候補して頂いておりましたが、残念な結果になり、無理に立候補して頂いた先生には、ご迷惑をお掛けし申し訳なく思っています。厚生労働省関係では、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正案」は、5月27日に参議院本会議で成立し、29日に公布された。改正法には、平成30年度から国保の財政運営を市町村が単独で運営しているのを都道府県が市町村とともに共同保険者となって運営することをはじめ高齢者医療制度、患者負担、医療費適正化計画と予防・健康づくり、患者申出療養など多岐にわたる改正事項が盛り込まれているが、その中でも、所得水準の高い国保組合の国庫補助の引き下げについて規定されており、給付費等補助金の32%の補助金を所得に応じて13%～32%の11段階に見直す内容となっている。

平成26年度の所得調査では、医師国保716万円、歯科医師国保223万円、薬剤師国保244万円、歯科国保は医師国保の1/3以下で、薬剤師国保よりも約20万円低い所得である。

この結果から見て、歯科医師国保は国庫補助の見直しで削減される筈がないのですが、市町村国保28万円、協会けんぽ60万円、健保組合101万円と比較すると歯科医師国保は高いと見られる。しかし、歯科医師国保の3倍以上の所得のある医師国保が13%で、歯科医師国保で最も高い千葉県と兵庫県が14%、所得の差が3倍で、補助率の差が1%しかないのは問題であると思う。

この給付費の定率補助32%を5年の経過措置で、13%から32%の11段階に見直す内容となっているが、組合特定被保険者はもともと13%の補助率でこれは見直し後も変わらない。従って組合特定被保険者の割合が高い組合は今回の定率補助32%の削減の影響が少ないが、組合特定被保険者の割合が増加することは、国庫補助金の減少に繋がり問題であるが、これが年々増加している。

今回定率補助削減の対象になる32%補助の被保険者の割合(組合特定被保険者は13%)は薬剤師国保が4割、医師国保が6割、歯科医師国保8割(全国歯は7.5割)であり、歯科医師国保で特に影響が大きい。従って、療養給付費等に対する定率補助32%を含めた現行の国庫補助水準を堅持したいとする私どもの要望は果たせず、かつ特に見直しの影響が大きいという結果となった。しかも、歯科医師国保組合は、同種同業であるにもかかわらず、道府県によって32%から14%と補助率が異なるという国保組合の中でも特殊なものとなっている。

まだ決定ではないが、千葉県、兵庫県が14%、全国歯が22%、福岡県が32%と九州勢が高い補助率となっている。

そうした点を考慮して、厚生労働省では、来年度から補助率引き下げの経過措置が完了する平成32年度までの時限措置で、特別調整補助金を交付することが検討されている。

また、高齢者医療への拠出金負担が大きい組合に、さらに定率補助見直しによる影響がかさなることを緩和するための財政措置も検討されているようである。

今回の法改正による国庫補助金の引き下げには影響のない、補助率13%の組合特定被保険者は、事業主負担のある協会けんぽの補助率16.4%より低い13%の補助率で据え置かれ議論されることもなかった。これは組合特定被保険者が年々増加するため、今後財政を逼迫させることは間違いないと思っている。

また、前期高齢者支援金については、制度間の調整であるため、従業員が若年層である歯科医師国保組合はどうしても、支援金が高くなっていく。

さらに、組合全体での被保険者数の減少もあり、財政的に厳しくなる要因が山積している現状である。

今回の改正法の成立までに国会議員、厚生労働省、さらに歯科関係団体の日本歯科医師会、日本歯科医師連盟に対して、私ども全国歯一丸となって行動したことにより、今まで情報や認識がなかったと思われる歯科医師国保組合の現状を知って頂いたということは、今後に繋がる大変大きな成果であったと思う。やはり今後とも、前述のように他業種の国保組合とは全然違う状況となっていることもあり、歯科界の一致団結した行動は必要不可欠であると確信している。

次に、国が進めるマイナンバー制度については、いよいよ全ての住民に12桁の番号を割り振り10月5日時点の住民基本台帳をもとに市区町村長がマイナンバーの通知カードを発行するとされる。

社会保障分野での活用を想定しているため、医療保険者である全国歯としても国の要求する対応を遅滞なく進めていく必要があると思っている。

また、今般発生した年金事務所における大量の個人情報流失事案を受け、厚生労働省より医療保険者に対し個人情報を含む重要情報の適性管理について通知された。全国歯の基幹システムは、インターネット等の外部ネットワークからは完全に遮断された専用回線により運用されており、サーバーについてもデータセンターを利用している。また、端末については静脈認証を採用し、誰が何時、何の処理をしたかを記録し、個人情報流失防止のための十分な対策を実施している。しかし、基幹システムから抽出した個人情報データをパソコンに保存することがあり、そうしたデータは個人管理となり、流出の危険性が高くなるために、処理終了後ただちに削除することや個人情報は基幹システムのみで扱うなどの安全管理措置を徹底していく必要があると考えている。

マイナンバーの導入を控え、この件は今後も最重要事項であるため、支部においても支部理事の先生方に周知して頂き、引き続き徹底して頂きたいと思っております。

今後においても、厳しい組合運営を強いられる状況であるが、皆様のご協力により、引き続き健全運営に努めていけるよう万全の状態でご継続を行なえること、またそのような環境を整えてくれたことに対し、心から感謝申し上げます。

全国歯の経理をみると、平成26年度の歳入歳出決算の収支差額は2,714,435,902円、また、単年度収支差額は601,961,813円ですが、この中には、国庫補助の引き下げに備えて保険料の値上げ分5億円がありますので、実質単年度収支差額は1億円くらいと思っております。5億円は国保事業安定積立金に積み立てました。参考までに、平成25年度歳入歳出決算の収支差額は2,112,474,089円、単年度収支差額は109,670,276円ということで、平成25年度、26年度とも似たような決算になっている。

次に、平成26年度の支援金、納付金の確定額の合計7,124,292,749円で、対前年度比5.67%の減です。また、平成27年度の支援金、納付金の確定額の合計額は7,379,290,909円で対前年度比3.58%の増、金額で2億5,000万円の増となっています。後期高齢者支援金等が約3,300万円の増、前期高齢者支援金が約2億2,400万円の増です。

次に療養給付費は、年間平均月額で平成25年度は531,307,721円、26年度は541,056,114円、金額で9,748,393円、率で1.83%の増です。

平成27年度歳入歳出予算は、第76号に掲載していますが、国保組合の実際の運営に充てられる金額は、予算額全体の約10%くらいの範囲になりますが、その中で色々と削減しながら合理的運営に努力して参りたいと考えておりますので、今後ともご指導頂きますようお願い申し上げます。

議事

第1号議案 平成26年度事業報告について議決を求める件 齊藤専務理事

国庫補助の見直しに備え、保険料段階的に引き上げ

平成26年度事業報告について、齊藤専務理事から説明があり、概況では国庫補助の見直しなどを盛り込んだ「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正法」が平成27年5月27日に成立した。国庫補助の見直しは、平成28年度から5年かけて段階的に見直す。

当組合では、国庫補助の見直しに備え、平成26年度から保険料を段階的に引き上げることとした。

続いて、事業の実施状況について説明の後、原案どおり可決承認された。



齊藤専務理事

とする観点から、国庫補助について平成28年度から五年間をかけて段階的に見直し、所得水準に応じて13%から32%の補助率とすることとされ、国会において持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正された。これまでも健全な財政運営に努力しているが、今後はこれまで以上に厳しい運営が求められることとなる。

また、当面の課題としては、社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度の実施があり、当国保組合としても、特定個人情報の厳格な管理や制度周知など様々な準備をしなければならない。この制度の導入により、被保険者の利便性の向上や、事務の簡素化・効率化が期待されており、平成29年7月の制度運用化に向け円滑に準備が整うよう基幹システム等の整備を開始した。

平成26年度の事業として、平成25年度に引き続き職員の給与の適正化に努めてきた。また、国保組合の負担能力に応じた観点からの国庫補助率の見直しについても、対応できるように保険料を段階的に引き上げた。

以下、平成26年度の事業計画に沿って報告する。

○保険料賦課額(月額)の引き上げ

①基礎賦課額(均等割)

1種組合員	7,000円	⇒	7,800円
1種家族	5,000円	⇒	5,800円
2種組合員	15,500円	⇒	16,000円
2種家族	5,000円	⇒	5,500円
3種組合員	8,000円	⇒	8,500円
3種家族	5,000円	⇒	5,500円
後期高齢者組合員家族	5,000円	⇒	5,800円

②介護納付金賦課額

組合員及び該当組合員の世帯に属する被保険者のうち40歳以上65歳未満の者

1人当たり	3,500円	⇒	3,700円
-------	--------	---	--------

○所得調査の実施

厚生労働省より、5年に一度の全国保組合の被保険者に係る所得調査(市町村住民税の課税標準額の調査)を実施した。

○新基幹システムの本稼働

平成26年4月1日より本稼働。

○傷病手当金の支給要件の改正

組合員が5日以上継続して入院した場合申

請により支給するとしていたが、平成26年度より組合員が入院した場合、申請により1日目から傷病手当金を支給することとし、同一年度内は90日を限度とした。

○後期高齢者組合員保健事業(傷病見舞金)の支給要件の改正

後期高齢者組合員が5日以上継続して入院した場合申請により支給するとしていたが、平成26年度より後期高齢者組合員が入院した場合、申請により1日目から傷病見舞金を支給することとし、同一年度内は90日を限度とした。

○国庫補助金見直しに対する定率補助維持のために

自民党歯科議連の国会議員から、定率補助維持に対する同意書及び要望書の署名運動を全国的に展開した。全国歯以外の歯科医師国保組合に対しても協力願いをした。

平成26年10月29日(水)午前8時～自民党本部 国民歯科問題議員連盟総会に、本部役員全員で出席した。

I 平成26年度 事業報告 概況

高齢化に伴う医療費の増大などにより国庫財政を巡る状態が大変厳しさを増している。こうした課題に対応し、持続可能な医療保険制度を構築するため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進にかかる法律、いわゆる社会保障改革プログラム法が平成25年12月に成立し、医療保険制度の財政基盤の安定化、保険料負担に関する公平性の確保、国保組合の国庫補助の見直しなどについて、政府において検討が行われてきた。

平成30年度の施行の国保改革などを盛り込んだ「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正法」は、5月27日に成立した。市町村単独で運営している現在の国保を都道府県が市町村とともに共同保険者となって運営する形に見直すという、昭和36年の国民皆保険達成以来の歴史的な理念変更を伴う改革について、法律上の措置が国会で議決された。

国保組合は、社会保障改革プログラム法を受け、平成27年1月13日の社会保障制度改革推進本部において、負担能力に応じた負担

II 事業の実施状況

1. 被保険者・後期高齢者組合員の状況

(1) 種別被保険者数(平均)

種別		平成26年度	平成25年度	伸び率
組合員	1種	11,533	11,565	▲0.28
	2種	1,284	1,241	3.46
	3種	25,768	25,627	0.55
	計	38,585	38,433	0.40
家族	1種	22,625	23,164	▲2.33
	2種	955	911	4.83
	3種	3,865	3,853	0.31
	計	27,445	27,928	▲1.73
合計	1種	34,158	34,729	▲1.64
	2種	2,239	2,152	4.04
	3種	29,633	29,480	0.52
	計	66,030	66,361	▲0.50

【再掲】

前期高齢者・未就学児・介護保険第2号・組合特定被保険者(平均)

種別	前期高齢者	未就学児	介護第2号	組合特定	
組合員	1種	2,071	8,702	514	
	2種	24	382	893	
	3種	192	8,160	11,507	
	計	2,287	17,244	12,914	
家族	1種	1,540	1,660	7,299	1,173
	2種	22	372	100	590
	3種	177	485	626	1,713
	計	1,739	2,517	8,025	3,476
合計	1種	3,611	1,660	16,001	1,687
	2種	46	372	482	1,483
	3種	369	485	8,786	13,220
	計	4,026	2,517	25,269	16,390

(2) 後期高齢者組合員数(平均)

平成26年度	平成25年度	伸び率
903	900	0.33

2. 保険料収納の状況

種別	平成26年度			平成25年度			収納額の伸び率	
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率		
基礎賦課額	均等割	5,835,558,000	5,830,268,200	99.91	5,314,205,300	5,307,994,300	99.88	9.84
	所得割	2,520,194,228	2,517,916,996	99.91	2,523,840,233	2,521,289,457	99.90	▲ 0.13
後期高齢者支援金等賦課額		2,527,028,400	2,524,705,200	99.91	2,533,662,100	2,530,546,900	99.88	▲ 0.23
介護納付金賦課額		1,121,640,600	1,120,263,200	99.88	1,050,389,900	1,048,866,500	99.85	6.81
後期高齢者賦課額		54,165,000	54,125,000	99.93	53,405,000	53,360,000	99.92	1.43
合計		12,058,586,228	12,047,278,596	99.91	11,475,502,533	11,462,057,157	99.88	5.11

※滞納繰越金を含まず。

3. 国庫支出金の交付状況

項目	平成26年度	平成25年度	伸び率
事務費負担金	43,657,491	44,915,619	▲ 2.80
事務費負担金過年度分	0	0	0.00
療養給付費補助金	2,792,362,434	3,168,853,812	▲ 11.88
後期高齢者支援金補助金	960,081,363	965,967,800	▲ 0.61
病床転換支援金補助金	0	0	0.00
老人保健医療費拠出金補助金	0	0	0.00
介護納付金補助金	509,253,489	495,708,103	2.73
療養給付費補助金過年度分	0	0	0.00
後期高齢者支援金補助金過年度分	0	0	0.00
病床転換支援金補助金過年度分	0	0	0.00
老健医療費拠出金補助金過年度分	0	0	0.00
介護納付金補助金過年度分	0	0	0.00
出産育児一時金等補助金	78,577,000	75,315,000	4.33
高額医療費共同事業補助金	11,785,000	8,411,000	40.11
特別調整補助金	52,159,000	43,032,000	21.21
後期高齢者医療制度関係業務準備事業費補助金	0	0	0.00
特定健康診査等補助金	5,954,000	3,306,000	80.10
災害臨時特例補助金	393,000	443,000	▲ 11.29
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	0	195,000	▲ 100.00
合計	4,454,222,777	4,806,147,334	▲ 7.32

4. 保険給付の状況

(1) 給付割合

種別	給付割合
1. 組合員	7割
2. 家族	7割
3. 義務教育就学前の者	8割
4. 前期高齢者(70歳から74歳) ・現役並み所得者 ・一般所得者	7割
	8割※

※高齢者の医療に係る「凍結措置」により平成26年3月まで9割に据置かれた。

(2) 療養給付費の給付状況

診療月	平成26年度給付額	平成25年度給付額	伸び率
4月	574,986,529	538,817,645	6.71
5月	523,645,326	552,773,431	▲ 5.27
6月	519,103,870	513,780,019	1.04
7月	551,972,221	542,468,397	1.75
8月	516,806,405	529,361,361	▲ 2.37
9月	498,988,082	503,340,717	▲ 0.86
10月	580,751,813	543,740,910	6.81
11月	497,904,628	515,686,851	▲ 3.45
12月	576,946,346	537,028,867	7.43
1月	543,899,041	499,002,816	9.00
2月	510,666,953	523,754,635	▲ 2.50
3月	597,002,152	575,937,005	3.66
合計	6,492,673,366	6,375,692,654	1.83
年間月平均	541,056,114	531,307,721	1.83

(3) 総医療費の状況

診療月	平成26年度費用額	平成25年度費用額	伸び率
4月	814,203,090	761,308,516	6.95
5月	741,101,002	782,099,502	▲ 5.24
6月	733,916,832	725,870,266	1.11
7月	781,020,578	764,983,912	2.10
8月	730,571,872	749,259,312	▲ 2.49
9月	704,509,268	712,186,068	▲ 1.08
10月	818,459,626	768,100,022	6.56
11月	702,716,066	726,818,972	▲ 3.32
12月	815,342,130	758,750,570	7.46
1月	766,800,508	704,954,172	8.77
2月	720,453,468	739,083,216	▲ 2.52
3月	843,533,782	813,943,962	3.64
合計	9,172,628,222	9,007,358,490	1.83
年間月平均	764,385,685	750,613,208	1.83

(4) 入院時食事療養費・生活療養費差額の支給状況

①入院時食事療養費差額の支給状況

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	4	4,450	▲ 100.00	▲ 100.00

②入院時生活療養費差額の支給状況

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(5) 歯科給付の給付状況

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
30,714	256,195,719	29,340	239,149,206	4.68	7.13

(6) 高額療養費の支給状況

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
5,104	550,918,991	4,874	533,651,744	4.72	3.24

(7) 高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(8) 出産育児一時金の支給状況（直接支払の事務費を含む）

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
786	328,158,649	725	305,756,138	8.41	7.33

(9) 葬祭費の支給状況

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
84	11,850,000	87	13,000,000	▲ 3.45	▲ 8.85

(10) 療養費の支給状況

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
24,559	103,457,026	25,129	102,242,163	▲ 2.27	1.19

(11) 移送費の支給状況

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1	152,730	2	235,430	▲ 50.00	▲ 35.13

(12) 傷病手当金の支給状況

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,321	54,207,000	889	49,316,000	48.59	9.92

5. 高額医療費共同事業の状況

〔収入〕

項目	平成 26 年度	平成 25 年度	伸び率
交付金	246,354,000	282,041,000	▲ 12.65
国庫補助金	11,785,000	8,411,000	40.11
収入合計	258,139,000	290,452,000	▲ 11.13

〔支出〕

項目	平成 26 年度	平成 25 年度	伸び率
高額医療費拠出金	208,047,000	152,869,000	36.09
支出合計	208,047,000	152,869,000	36.09
収支差額	50,082,000	137,583,000	▲ 63.60

6. 保健事業の状況

(1) 支部保健事業費の交付状況

① 支部保健事業費の交付内訳

・定額交付分 各支部 1,550,000 円
 ・被保険者割交付分 被保険者 1 人当たり 440 円

② 支部保健事業費の交付額

定額交付分	被保険者割分		交付額合計
	被保険者数	被保険者割交付分	
31,000,000	66,331	29,185,640	60,185,640

(2) 節目健診事業助成金の支給状況

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3,530	94,749,761	3,475	89,409,941	1.58	5.97

(3) インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
21,245	43,819,979	20,673	40,757,842	2.77	7.51

(4) 特定健診・保健指導の実施状況

①特定健診の実施状況

平成 26 年度				平成 25 年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
30,043	5,965	19.85	46,552,281	29,575	5,509	18.63	43,048,342

②特定保健指導の実施状況

平成 26 年度				平成 25 年度			
該当者	利用者	実施率	支給額	該当者	利用者	実施率	支給額
729	10	1.37	64,622	698	21	3.01	173,633

(5) 資金貸付事業の状況

① 高額療養費資金貸付事業の貸付状況

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	0	0	-	-

② 出産費資金貸付事業の貸付状況

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	0	0	-	-

(6) 医療費通知の実施状況

- ① 平成 26 年 6 月 (平成 26 年 1 月～平成 26 年 2 月診療分)
- ② 平成 26 年 8 月 (平成 26 年 3 月～平成 26 年 4 月診療分)
- ③ 平成 26 年 10 月 (平成 26 年 5 月～平成 26 年 6 月診療分)
- ④ 平成 26 年 12 月 (平成 26 年 7 月～平成 26 年 8 月診療分)
- ⑤ 平成 27 年 2 月 (平成 26 年 9 月～平成 26 年 10 月診療分)
- ⑥ 平成 27 年 4 月 (平成 26 年 11 月～平成 26 年 12 月診療分)

(7) 後期高齢者組合員保健事業の実施状況

① 傷病見舞金の支給状況

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
203	21,104,000	178	20,956,000	14.04	0.71

② 死亡見舞金の支給状況

平成 26 年度		平成 25 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
47	9,400,000	50	10,000,000	▲ 6.00	▲ 6.00

7. レセプト点検事業の実施状況 (平成 25 年度点検分)

項目	委託料	効果額	差引額 (A)	国庫補助 (B)	(A) + (B)
一般分	5,985,000	6,441,220	▲ 456,220	5,985,000	6,441,220

8. 広報活動の実施状況

- (1) 「全国歯報」を発行 (年 2 回)
- (2) ホームページの掲載
- (3) 「全国歯からのお知らせ」を発行 (年 1 回)
- (4) その他必要に応じ実施

III 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、職員が信頼し協力しあって業務を推進していかなければならない。

そのためにも各種研修会等に積極的に参加し情報収集に努めるとともに、役職員、職員間での情報伝達に努め、より良い事業運営を目指した。

IV 事務研修会の開催

(1) 支部事務所職員対象の研修会

- ・日時 平成 26 年 4 月 18 日 (金) 13 時～ 17 時
- 平成 26 年 4 月 19 日 (土) 9 時～ 15 時
- ・場所 南青山会館 1 階 2 号会議室
- ・研修内容

- ① 規約・規則等について
- ② 指導監督結果
- ③ コンプライアンスについて
- ④ 新基幹システム導入について
- ⑤ 保険料の値上げについて
- ⑥ 訴訟問題について
- ⑦ その他の保険給付について
- ⑧ 高額療養費の計算の仕方について
- ⑨ 運営費の決算書について

(2) 東京事務所職員対象の研修会

- ・日時 平成 26 年 8 月 27 日 (水) 10 時
 - ・場所 東京事務所 3 階
 - ・研修内容
- ① 自己負担限度額等の見直しと海外療養費の審査強化について
 - ② 国保事業のデータヘルス計画について
 - ③ 療養費・その他の給付と伸びについて
 - ④ 課税標準額の調査について

V. 諸会議の開催

(1) 組合会

会議名	開催日	開催場所
第 75 回通常組合会	平成 26 年 7 月 23 日 (水)	中野サンプラザ
第 76 回通常組合会	平成 27 年 3 月 29 日 (日)	フクラシア東京ステーション

(2) 理事会

会議名	開催日	開催場所
第 1 回理事会	平成 26 年 6 月 25 日 (水)	中野サンプラザ
第 2 回理事会	平成 26 年 11 月 12 日 (水)	フクラシア東京ステーション
第 3 回理事会	平成 27 年 2 月 25 日 (水)	フクラシア東京ステーション
臨時理事会	平成 27 年 3 月 29 日 (日)	フクラシア東京ステーション

(3) 常務会

会議名	開催日	開催場所
第 1 回常務会	平成 26 年 5 月 28 日 (水)	東京事務所
第 2 回常務会	平成 26 年 7 月 23 日 (水)	中野サンプラザ
第 3 回常務会	平成 26 年 10 月 8 日 (水)	東京事務所
第 4 回常務会	平成 26 年 11 月 12 日 (水)	フクラシア東京ステーション
第 5 回常務会	平成 27 年 2 月 17 日 (火)	東京事務所

(4) 監事会

会議名	開催日	開催場所
第 1 回監事会	平成 26 年 6 月 25 日 (水)	中野サンプラザ
第 2 回監事会	平成 27 年 2 月 25 日 (水)	フクラシア東京ステーション

(5) 議長団打合せ

会議名	開催日	開催場所
第 1 回議長団打合せ	平成 26 年 7 月 23 日 (水)	中野サンプラザ
第 2 回議長団打合せ	平成 27 年 3 月 29 日 (日)	フクラシア東京ステーション

(6) 事務研修会

会議名	開催日	開催場所
平成 26 年度職員 事務研修会	平成 26 年 4 月 18 日 (金)～ 19 日 (土)	南青山会館

VI. 関係団体の会議開催状況

(1) 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催場所
国保主管課長(事務局長)会議	平成26年4月24日(木)	栃木県国保連合会

(2) 栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催場所
特定健康審査・特定保健指導実務担当者研修会	平成26年5月8日(木)	とちぎ健康の森
保険者事務共同電算処理事業担当職員研修会	平成26年5月22日(木)	栃木県国保連合会
国保共電システムの不具合に伴う保険者間調整担当者説明会	平成26年5月23日(金)	栃木県国保連合会
保健事業に関する説明会	平成26年8月19日(火)	栃木県国保連合会
保健事業専門研修(第1回)	平成26年9月25日(木)	栃木県国保連合会
保険者間調整担当者説明会	平成27年1月8日(木)	栃木県国保連合会
柔整適正化システム等保険者説明会	平成27年3月17日(火)	栃木県国保連合会

(3) 全協関係

①総会

会議名	開催日	開催場所
第63回通常総会	平成26年6月5日(木)	名古屋観光ホテル
第64回通常総会	平成27年3月6日(金)	明治記念館

②研修会

会議名	開催日	開催場所
事務(局)長会議(所得調査の実施等に係る説明会)	平成26年5月12日(月)	全国町村会館
第1回事務(局)長研修会	平成26年6月25日(水)	全国町村会館
第1回理事長・役員研修会	平成26年7月3日(木)	アルカディア市ヶ谷
平成26年度職員研修会	平成26年9月5日(金)	全国町村会館
第2回理事長・役員研修会	平成26年9月18日(木)	アルカディア市ヶ谷
保健事業推進担当者研修会	平成26年11月7日(金)	新宿ワシントンホテル
第2回事務(局)長研修会	平成27年2月6日(金)	全国町村会館

③関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催場所
関東甲信越支部総会	平成26年5月30日(金)	ホテルレイクビュー水戸
関東甲信越支部事務(局)長研修会	平成26年11月13日(木)	厚生会館

(4) 全歯連関係

①総会

会議名	開催日	開催場所
第1回通常総会	平成26年10月25日(土)	ホテル日航福岡
第2回通常総会	平成27年3月3日(火)	アルカディア市ヶ谷

②理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成26年5月21日(水)	神奈川県歯科保健総合センター
第2回理事会	平成26年10月25日(土)	ホテル日航福岡
第3回理事会	平成27年2月4日(水)	神奈川県歯科保健総合センター
第4回理事会	平成27年3月3日(火)	アルカディア市ヶ谷

③監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成26年5月21日(水)	神奈川県歯科保健総合センター

④委員会

会議名	開催日	開催場所
第1回調査委員会	平成26年5月21日(水)	神奈川県歯科保健総合センター
第2回調査委員会	平成26年6月18日(水)	神奈川県歯科保健総合センター
第3回調査委員会	平成26年9月12日(金)	神奈川県歯科保健総合センター

(5) 東海信越地区歯科医師会連絡協議会

会議名	開催日	開催場所
歯科医師会役員・国保組合役員・連盟役員合同連絡協議会	平成26年10月4日(土)	ANAクラウンプラザホテル新潟
歯科医師会・国保組合・全国歯国保組合支部合同事務長会	平成27年3月13日(金)	新潟県歯科医師会館

(6) その他

会議名	開催日	開催場所
第一回医療保険者等における番号制度導入に関する説明会	平成26年9月16日(火)	よみうりホール
	平成26年9月30日(火)	東京国際フォーラム
第二回医療保険者等における番号制度導入に関する説明会	平成26年12月1日(月)	東京国際フォーラム
	平成26年12月16日(火)	東京国際フォーラム

当日質問

質疑応答の要旨

Q マイナンバーに関して、被保険者の利便性の向上とありますが、利便性が図られるという具体例があったら教えてください。

(岩手県支部 中屋敷修議員)



中屋敷議員

A マイナンバー制度について組合員の利便性の具体例ですが、基本的に私どもが認識しているのが、財務省が強力に実施を進めたいという認識のもとで行なわれていると考えております。個人番号カードでマイナンバーを含めた情報が得られるようですが、申請によりIDカードのようなものが取得できると国は説明しているが、非常に危険も伴うようなカードが本当に我々の利便性があるのかといった私どもも非常に危惧しているところです。いずれにしても、今のところ国から示されている情報のみで判断するしか方法がない訳ですが、10月に通知カードが配布される。それまでに日本歯科医師会も含め色々な情報を我々も積極的に収集し、組合員の先生方に決して迷惑

のかからない方向で進めていきたいと思っておりますのでご理解を頂きたいと思えます。

(齊藤専務理事)

Q 要望ですが、マイナンバーで限度額申請の時に所得証明が不要になるのかと、そういう意味での確定申告、その人の所得金額がこちらで調べるのが可能ということを考えて訳ですが、報告事項の10ページに、なりすまし防止から行政手続きなどでマイナンバーのみで本人確認は行いませんと謳われてしまえば、どこに利便性があるかと思った訳です。分かったら教えてください。

(岩手県支部 中屋敷修議員)

第2号議案 平成26年度歳入歳出決算について議決を求める件 鈴木副理事長

単年度収支約6億960万円の黒字

平成26年度歳入歳出決算について、鈴木副理事長から説明があり、収支では平成26年度の単年度収支差額は、601,961,813円の黒字及び次期繰越収支差額(決算剰余金)は、2,714,435,902円の黒

字なった。又主要諸項目の年度別推移をグラフを示して、大きな変化のあったところはその理由や留意点などを詳細にわたって説明の後、原案どおり可決承認された。



鈴木副理事長

平成 26 年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1. 国民健康保 険料		12,063,568,000	12,079,425,334	12,057,150,296	0	22,275,038	▲ 6,417,704
	1. 国民健康保険料	12,063,568,000	12,079,425,334	12,057,150,296	0	22,275,038	▲ 6,417,704
2. 使用料及び 手数料		1,000	34,700	34,700	0	0	33,700
	1. 手数料	1,000	34,700	34,700	0	0	33,700
3. 国庫支出金		3,874,500,000	4,454,222,777	4,454,222,777	0	0	579,722,777
	1. 国庫負担金	33,731,000	43,657,491	43,657,491	0	0	9,926,491
	2. 国庫補助金	3,840,769,000	4,410,565,286	4,410,565,286	0	0	569,796,286
4. 前期高齢者 交付金		2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
	1. 前期高齢者交付金	2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
5. 共同事業交 付金		261,865,000	246,354,000	246,354,000	0	0	▲ 15,511,000
	1. 共同事業交付金	261,865,000	246,354,000	246,354,000	0	0	▲ 15,511,000
6. 財産収入		20,153,000	23,891,897	23,891,897	0	0	3,738,897
	1. 財産運用収入	20,153,000	23,891,897	23,891,897	0	0	3,738,897
7. 繰入金		6,000	0	0	0	0	▲ 6,000
	1. 特別積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	2. 給付費等支払準備 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	3. 別途積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	4. 事務所維持・拡充 積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	5. 役員退職慰労金積 立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	6. 職員退職手当積立 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
8. 繰越金		2,000,000,000	2,112,474,089	2,112,474,089	0	0	112,474,089
	1. 繰越金	2,000,000,000	2,112,474,089	2,112,474,089	0	0	112,474,089
9. 諸収入		1,391,000	6,565,633	6,565,633	0	0	5,174,633
	1. 延滞金及び過料	1,000	393,800	393,800	0	0	392,800
	2. 立替収入	1,000	409,689	409,689	0	0	408,689
	3. 預金利子	1,185,000	857,370	857,370	0	0	▲ 327,630
	4. 雑入	204,000	4,904,774	4,904,774	0	0	4,700,774
歳 入 合 計		18,221,486,000	18,922,968,430	18,900,693,392	0	22,275,038	679,207,392

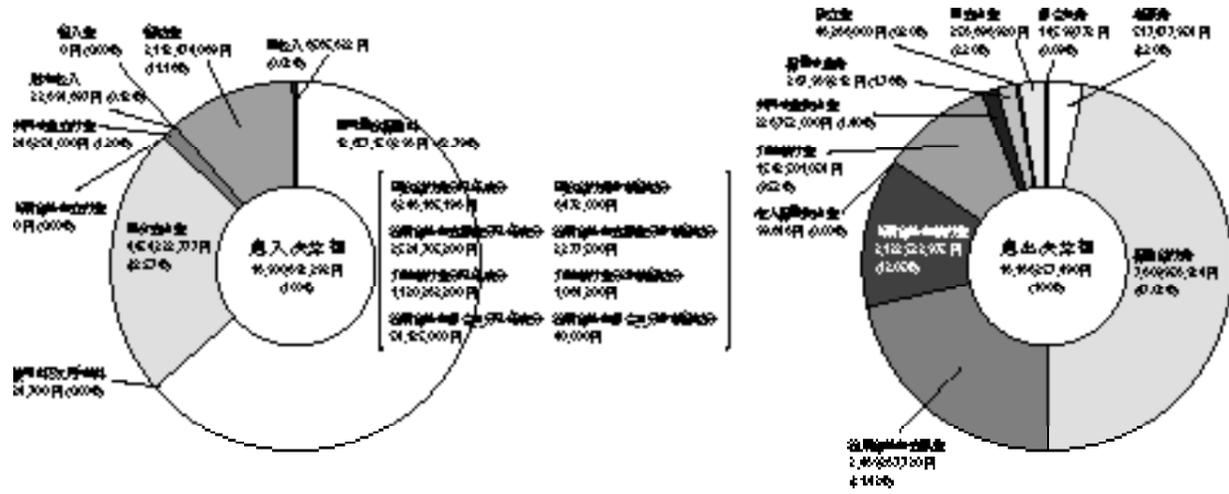
歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	予算現額と 支出済額との比較
1. 組合会費		15,956,000	14,599,773	0	1,356,227
	1. 組合会費	15,956,000	14,599,773	0	1,356,227
2. 総務費		530,228,000	517,477,954	0	12,750,046
	1. 総務管理費	530,227,000	517,477,954	0	12,749,046
	2. 徴収費	1,000	0	0	1,000
3. 保険給付費		7,693,893,000	7,609,958,924	0	83,934,076
	1. 療養諸費	6,724,972,000	6,664,671,554	0	60,300,446
	2. 高額療養費	558,504,000	550,918,991	0	7,585,009
	3. 移送費	1,000,000	152,730	0	847,270
	4. 出産育児諸費	339,950,000	328,158,649	0	11,791,351
	5. 葬祭費	15,260,000	11,850,000	0	3,410,000
	6. 傷病手当金	54,207,000	54,207,000	0	0
4. 後期高齢者支援金等		3,469,268,339	3,469,267,720	0	619
	1. 後期高齢者支援金等	3,469,268,339	3,469,267,720	0	619
5. 前期高齢者納付金等		2,112,524,594	2,112,523,975	0	619
	1. 前期高齢者納付金等	2,112,524,594	2,112,523,975	0	619
6. 老人保健拠出金		101,000	99,848	0	1,152
	1. 老人保健拠出金	101,000	99,848	0	1,152
7. 介護納付金		1,544,078,000	1,542,501,054	0	1,576,946
	1. 介護納付金	1,544,078,000	1,542,501,054	0	1,576,946
8. 共同事業拠出金		393,120,000	226,752,000	0	166,368,000
	1. 共同事業拠出金	374,415,000	208,047,000	0	166,368,000
	2. 共同事業負担金	18,705,000	18,705,000	0	0
9. 保健事業費		302,947,000	287,989,312	0	14,957,688
	1. 特定健康診査等事業費	51,420,000	51,117,833	0	302,167
	2. 保健事業費	251,527,000	236,871,479	0	14,655,521
10. 積立金		48,390,000	48,388,000	0	2,000
	1. 積立金	48,390,000	48,388,000	0	2,000
11. 諸支出金		356,698,930	356,698,930	0	0
	1. 償還金	356,698,930	356,698,930	0	0
12. 予備費		1,754,281,137	0	0	1,754,281,137
	1. 予備費	1,754,281,137	0	0	1,754,281,137
歳 出 合 計		18,221,486,000	16,186,257,490	0	2,035,228,510

歳入合計 18,900,693,392
 歳出合計 16,186,257,490
 差引残高 2,714,435,902

平成26年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合



財 況 報 告 (平成26年度末現在)

1. 積立金

科目	金額(円)
①特別積立金	1,903,090,000
②給付費等支払準備金	1,064,772,000
③別途積立金	125,000,000
④事務所維持・拡充積立金	196,325,000
⑤役員退職慰労金積立金	13,610,497
⑥職員退職手当積立金	199,986,120
合 計	3,502,783,617

2. 固定資産

科目	金額(円)
土地建物(東京事務所)	380,000,000

3. 什器備品

(1) 備品目録 (東京事務所)

品目	数量	品目	数量
事務用机	3	パソコン・ウイルス対策機器	1
ミーティングテーブル	2	新基幹システム用端末機	14
ミーティングチェア	22	新基幹システム端末機(データセンタ設置)	1
デジタルカメラ	2	新基幹システムルータ機器(データセンタ設置)	1
シュレッダー	1	レーザープリンタ	3
ウォシュレット	4	パソコン	11
書庫	1		

(2) 備品目録 (支部事務所)

支部名	品目	数量	支部名	品目	数量
栃木	レーザープリンタ	1	鳥取	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2		新基幹システム端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
山梨	レーザープリンタ	1	香川	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1		新基幹システム端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
青森	レーザープリンタ	1	徳島	レーザープリンタ	2
	新基幹システム端末機	1		新基幹システム端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
岐阜	レーザープリンタ	1	高知	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2		新基幹システム端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
富山	レーザープリンタ	1	新潟	ファクシミリ	1
	新基幹システム端末機	1		レーザープリンタ	1
	シュレッダー	1		新基幹システム端末機	3
滋賀	レーザープリンタ	1	岩手	シュレッダー	1
	新基幹システム端末機	1		レーザープリンタ	1
	シュレッダー	1		新基幹システム端末機	2
京都	レーザープリンタ	2	石川	シュレッダー	1
	新基幹システム端末機	3		レーザープリンタ	1
	シュレッダー	1		新基幹システム端末機	1
岡山	レーザープリンタ	1	長野	シュレッダー	1
	新基幹システム端末機	2		レーザープリンタ	1
	シュレッダー	1		新基幹システム端末機	2
山口	レーザープリンタ	1	福井	シュレッダー	1
	新基幹システム端末機	2		レーザープリンタ	1
	シュレッダー	1		新基幹システム端末機	1
島根	レーザープリンタ	1	沖縄	シュレッダー	1
	新基幹システム端末機	1		レーザープリンタ	1
	シュレッダー	1		新基幹システム端末機	1

監査報告 又吉常務監事

又吉常務監事より、平成27年6月10日フクラシア東京ステーションにおいて、又吉常務監事及び滝澤監事は、関係役職員の立合のもと平成26年度の業務執行状況並びに経理状況及び財産の状況等を監査し、各銀行預金残高証明書等の照会をした結果、適性に処理されているものと認めた。

業務執行に関して適性に行なわ

れており、法令等に違反する重大な事実及び義務違反は認められなかった。

また、監査報告意見書について、別紙のとおり報告された。

続いて、尾上理事長から、清永秀一公認会計士から平成27年6月10日付け提出された監査報告書について報告があった。



又吉常務監事

監 査 報 告 書

全国歯科医師会連合会
理事長 尾上 敏 博

平成27年 6月10日

常務監事 又吉 達雄
監事 滝澤 隆

本日、フクラシア東京ステーションにおきまして、監事又吉達雄は、関係役職員の立合いを要して、規約第49条により、平成26年度(平成26年4月1日より平成27年3月31日まで)の経理状況及び財産の収支等を監査し、各銀行預金残高証明書等の照会を行いました結果、適性に処理されているものと認めました。

また、業務執行に関して適性に行われており、法令等に違反する重大な事実及び義務違反は、認められませんでした。

監 査 報 告 意 見 書

全国歯科医師会連合会
理事長 尾上 敏 博

常務監事 又吉 達雄
監事 滝澤 隆

① 業務に関する監査

- ① 業務全般について概略に言い、適正に運営されたものと認めた。
- ② 議会の議決事項のために、職務の範囲を超えられた行為は確認されなかった。
- ③ 存続料の引上げについて、各支部に十分な周知がなされ、関係者との関係が良好であると認められた。
- ④ 監査報告書作成に当たって、関係者の意見が適切に反映されたものと認められた。

② 会計に関する監査

- ① 業務全般について概略に言い、適正に運営されたものと認めた。
- ② 積立金の運用について、各銀行の口座の残高が適正に維持されていると認められた。
- ③ 各種積立金の積立額は適正に積み上げられていると認められた。

③ コンプライアンスに関する監査

- ① 役員及び職員の手帳持参義務を履行していることを確認した。
- ② 平成26年度事務報告書で、職員に対してコンプライアンス研修を行ったことを確認した。

第5号議案 理事の承認を求める件 齊藤専務理事

支部選出理事を承認

齊藤専務理事から、役員任期満了に伴い規約第40条第一号並びに選挙規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、支部選出理事20名について承認を求める旨の趣旨説明があり全員承認された。

支部選出理事名簿

支部名	氏名	支部名	氏名
栃木県	柴田 勝	鳥取県	樋口 壽一郎
山梨県	三塚 憲二	香川県	山下 喜世弘
青森県	嶋中 繁樹	徳島県	堀部 紘
岐阜県	阿部 義和	高知県	窪 盛偉
富山県	山崎 安仁	新潟県	五十嵐 治
滋賀県	芦田 欣一	岩手県	鈴木 哲男
京都府	尾上 徹	石川県	中塚 直
岡山県	鈴木 聖次	長野県	春日 司郎
山口県	小山 茂幸	福井県	齊藤 愛夫
島根県	仲佐 善昭	沖縄県	高嶺 明彦

監査報告書

全国歯科医師会連合会
理事長 尾上 敬博
平成27年 6月10日
東京都中央区豊洲4丁目1番2号
監査人 齊藤 専一
電話 03-5744-094 番
私は前年度の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの歳入・歳出決算事項の監査報告書について監査いたしました。
この報告書に於いて、私は一般に公正妥当と認められる監査手続を実施し、被監査者への監査手続を完了いたしました。
監査の結果上記の明細書は組合の諸規程に於いて上記期間の収支を適切に表明しているものと認めます。

監査報告書

全国歯科医師会連合会
理事長 尾上 敬博
平成27年 6月10日
東京都中央区豊洲4丁目1番2号
監査人 齊藤 専一
電話 03-5744-094 番
私は前年度の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの歳入・歳出決算事項の監査報告書について監査いたしました。
この報告書に於いて、私は一般に公正妥当と認められる監査手続を実施し、被監査者への監査手続を完了いたしました。
監査の結果上記の明細書は組合の諸規程に於いて上記期間の収支を適切に表明しているものと認めます。

記

1. 特別積立金	金 1,903,000,000 円
2. 及び養育費の準備金	金 1,004,771,000 円
3. 50歳積立金	金 115,000,000 円
4. 事務経費・北大積立金	金 496,223,000 円
5. 役員退職慰労金積立金	金 13,614,497 円
6. 職員退職手当積立金	金 399,998,130 円
7. 事業会計帳・預金	金 2,714,435,902 円
合 計	金 6,637,238,529 円

第3号議案 平成26年度決算剰余金の処分について議決を求める件 鈴木副理事長

決算剰余金 2,714,435,902 円を 27 年度に繰り越す

平成26年度決算剰余金の処分について、鈴木副理事長より平成27年度に繰り越したい旨の説明があり、原案どおり可決承認された。

平成26年度歳入歳出決算

歳入合計	18,900,693,392 円
歳出合計	16,186,257,490 円
決算剰余金	2,714,435,902 円

第4号議案 役員退職慰労金の処分について議決を求める件 齊藤専務理事

齊藤専務理事より、任期満了に伴う役員退職慰労金の支給に充てるために、役員退職慰労金積立金を処分することについて趣旨説明の後、可決承認された。

平成27年度役員退職慰労金支給額

16,000,000 円

役員選任理事会

次期理事長に尾上徹現理事長を選任
理事長指名理事は平塚靖規先生、袋布充先生

支部選出理事の承認後、組合会を暫時休憩し、別室において新任理事による役員選任理事会を開催し、理事長の選任を行なった。役員選任理事会終了後、組合会を再開し鈴木役員選任理事会議長から、次期理事長の選任及び理事長指名理事の承認について、次のように報告があった。

役員選任理事会では、議長が選出されるまで齊藤専務理事の進行で進められ、議長に岩手県支部の鈴木理事を選出し、理事長の選任に入った。

規約第41条第1項及び選挙規則第10条第1項、第2項、第3項並びに選挙規則第11条第1項、第2項、第3項の規定に基づき、協議方式により、理事長に京都府支部の尾上徹現理事長を選任した。

続いて、次期理事長に選任された尾上理事長か



鈴木役員選任理事会議長

ら理事長指名理事として、平塚靖規先生、袋布充先生を指名したい旨の発表があり、協議の結果全員一致で承認した。

第6号議案 理事長指名理事の承認を求める件 尾上新理事長

理事長指名理事に平塚靖規先生(京都府)、袋布充先生(京都府)を承認

次期理事長に決定した尾上徹新理事長から、任期満了に伴う理事長指名理事について、先程、別室において開催された役員選任理事会において、理事長指名理事は平塚靖規先生(京都府支部)及び袋布充先生(京都府支部)を指名し、規約第40条

第二号並びに選挙規則第13条第1項、第2項の規定に基づき理事会の承認を得た旨の説明の後、規約第40条第二号の規定に基づき組合会の承認を願いたいとの説明の後、可決承認された。

次期より新たに理事となる先生からの挨拶

山崎安仁先生(富山県)

今回、新しく富山県支部から理事にさせていただきます山崎でございます。議員として長いことやってきました。今回、執行部のほうに入らせていただきまして、また頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。



窪盛偉先生(高知県)

高知県の窪でございます。新しくこの8月から理事として加えさせていただくことになりました。一生懸命やりますので、ご指導よろしくお願ひします。



小山茂幸先生(山口県)

山口県から参りました小山と言います。2年間、理事としての職責を果たしてまいりますので、よろしくお願いいたします。



平塚靖規先生(京都府)

京都府の平塚でございます。尾上理事長の推薦ということで、本当に浅学非才(せんがくひさい)の身でございますけれども、何とか尾上先生を支えていきたいと思ひます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



第7号議案 監事選任の件 齊藤専務理事

常務監事に滝澤隆先生(長野県)、監事に箱崎守男先生(岩手県)

齊藤専務理事から、任期満了に伴う監事の選任について、規約第48条の規定により組合会で選任することになっており、又選挙規則第14条第2項の規定では、監事の選任に当たっては地区代表議員会で選出の上組合会に諮り承認を得るものとなっている旨の説明があった。これを受けて井川議長が役員選任理事会の間に、各地区からそれぞれ代表議員2名が選出された地区代表議員を発表し、地区代表議員会を開催するために、組合会を暫時休憩することを宣した。

地区代表議員会の終了後、井川議長が組合会の再開を宣し、松岡地区代表議員会委員長から、常務監事に滝澤隆先生(長野県)、監事に箱崎守男先生(岩手県)を選出した旨の報告があった。これを受け、地区代表議員会で選出された監事について、規約第48条第1項の規定に基づき、組合会の承認に入り、可決承認し選任した。

地区代表議員会

組合会を暫時休憩し、地区代表議員とオブザーバーとして齊藤専務理事を加え、別室において地区代表議員会を開催した。委員長に、香川県支部の松岡利安議員を選出し、監事の選出について慎重に協議を行なった。

監事の選出について、規約第48条第1項及び第2項並びに選挙規則第8条第2項、第14条第1項、第2項の規定に基づき、慎重に協議した結果、常



松岡地区代表議員会委員長

務監事に滝澤隆先生(長野県)、監事に箱崎守男先生(岩手県)を全員一致で選出した。

地区代表議員

地区	支部	議員番号	議員名
A地区	栃木県	1	田村一夫
	新潟県	30	井比陽
B地区	福井県	37	岸本敏郎
	岐阜県	7	後藤幸央
C地区	徳島県	26	影本博一
	香川県	24	松岡利安

第8号議案 相談役について議決を求める件 尾上新理事長

尾上次期理事長より、規約第53条の規定に基づき、横山靖夫相談役及び今井博相談役を引き続き相談役に委嘱したい旨の説明の後、採決に入り全員挙手により承認された。

報告事項

〔全国歯関係〕

- 1. 全国歯科医師国民健康保険組合保険料減免規程の一部改正について**
 (平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間の保険料減免取扱いに係る暫定措置)平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等の住民が、震災発生後、当組合の被保険者となった者に対する保険料の減免の期間は、1年延長して61ヵ月間とすると改正した。
- 2. 全国歯科医師国民健康保険組合同規約施行規則の一部改正について**
 規約施行規則第4条第3項及び第4条の3に規定する「当該組合員の夫婦・親子である1種組合員」に兄弟姉妹を追加し、「当該組合員の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員」と改正した。
- 3. 全国歯科医師国民健康保険組合同表彰規程の一部改正について**
 表彰規程第4条及び第5条の推薦の対象者の「役員」を「役員(監事を含む)」とし、監事も推薦の対象者であることを明確にした。
- 4. 実践計画に基づく役職員のコンプライアンスに関する研修会の開催について**
 平成27年度コンプライアンスに関する研修会を下記の日程で開催予定である。

 - 日 時 平成27年9月9日(水) 13:00～15:00
 - 場 所 朝日生命大手町ビル6F フクラシア東京ステーション「会議室A」
 - 講 師 中西真也顧問弁護士
 - 参加者 本部 理事長、副理事長1名、専務理事、担当専務理事、常務監事
 支部 担当理事各支部1名 職員1名
 職員 東京事務所職員5名
- 5. 平成26年度所得(市町村税の課税標準額)調査(平成25年度分所得)について**
 所得調査は、栃木県で抽出した対象世帯数2,361世帯に対して実施した。第1回目の回答は2,011世帯で、回答率は85.18%であったが、未回答世帯に対する再調査の結果、合計で回答世帯数2,084世帯となり、回答率は88.27%となった。

全国歯の国保組合被保険者の市町村民税の課税標準額調査の状況

(平成27年5月27日現在)

支 部	対 象 世帯数	回 答 世帯数	回 答 率	再 調 査 世帯数	再 調 査 回 答 率	合 計	
						回 答 世 帯 数	回 答 率
栃木県	156	114	73.08	9	5.77	123	78.85
山梨県	73	64	87.67	8	10.96	72	98.63
青森県	63	47	74.60	5	7.94	52	82.54
岐阜県	189	184	97.35	2	1.06	186	98.41
富山県	84	76	90.48	0	0.00	76	90.48
滋賀県	96	87	90.63	3	3.13	90	93.75
京都府	198	125	63.13	4	2.02	129	65.15
岡山県	198	161	81.31	2	1.01	163	82.32
山口県	144	137	95.14	2	1.39	139	96.53
島根県	69	45	65.22	8	11.59	53	76.81
鳥取県	69	61	88.41	0	0.00	61	88.41
香川県	101	98	97.03	1	0.99	99	98.02
徳島県	93	83	89.25	2	2.15	85	91.40
高知県	63	57	90.48	3	4.76	60	95.24
新潟県	231	211	91.34	9	3.90	220	95.24
岩手県	132	115	87.12	1	0.76	116	87.88
石川県	108	101	93.52	4	3.70	105	97.22
長野県	174	129	74.14	8	4.60	137	78.74
福井県	63	63	100.0	-	-	63	100.00
沖縄県	57	53	92.98	2	3.51	55	96.49
合 計	2,361	2,011	85.18	73	3.09	2,084	88.27

6. 平成26年度療養給付費・総医療費の状況について

平成26年度の療養給付費の状況は年間平均で対前年度比1.83%の増、総医療費も同じく1.83%の増であった。しかし、月別に見た年間の動向では、対前年度比で、4月は6.95%の増、10月は6.56%の増、12月は7.46%の増、1月は8.77%の増と高い伸びを示した一方で、5月は5.24%の減、11月は3.32%の減、2月は2.52%の減になるなど増減の激しい状況であったが、年間平均では1.83%となった。

年度末に療養給付費が伸びる傾向があることについて、平成26年10月診療分、平成26年12月診療分、そして、年度の3月診療分の療養給付費が伸びた理由を調べたところ、平成26年10月診療分は、200万円以上のレセプトの請求が7件あり、その7件により約3千万円の請

求がされていました。請求内容は、狭心症、骨折、腎臓がん等でした。

平成26年12月診療分は、請求点数の高いレセプトの件数が多く、50万円以上のレセプトを前年度と比べた場合、5千万円ほど多く請求がされていました。その中には、1件で730万円のレセプトが含まれていました。請求内容は、胃がん、心臓弁膜症、胃潰瘍等でした。

年度ごとの3月診療分は、3月診療分以前に請求されたレセプトが、再審査等の理由で返戻された分が多く、いわゆる月遅れ分が多く含まれることにより3月分の療養給付費が高くなります。

付け加えて、医科、歯科、調剤の全体の受診率が、増えているのも、療養給付費が高くなる原因と思われます。

平成26年度 療養給付費の状況（月別）

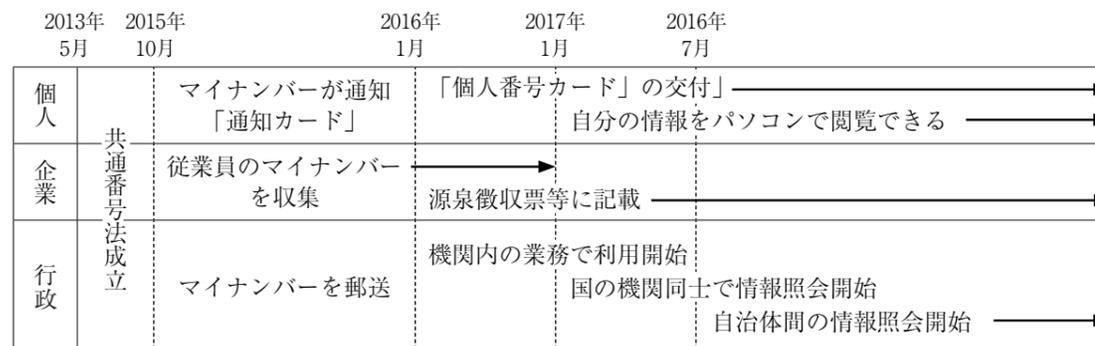
診療月	平成24年度	平成25年度	伸び率	平成26年度	伸び率
4月	518,085,833	538,817,645	4.00	574,986,529	6.71
5月	525,476,216	552,773,431	5.19	523,645,326	▲5.27
6月	510,844,133	513,780,019	0.57	519,103,870	1.04
7月	534,422,750	542,468,397	1.51	551,972,221	1.75
8月	529,498,419	529,361,361	▲0.03	516,806,405	▲2.37
9月	509,959,841	503,340,717	▲1.30	498,988,082	▲0.86
10月	544,837,281	543,740,910	▲0.20	580,751,813	6.81
11月	545,666,635	515,686,851	▲5.49	497,904,628	▲3.45
12月	532,100,345	537,028,867	0.93	576,946,346	7.43
1月	521,993,272	499,002,816	▲4.40	543,899,041	9.00
2月	512,559,397	523,754,635	2.18	510,666,953	▲2.50
3月	604,141,990	575,937,005	▲4.67	597,002,152	3.66
合 計	6,389,586,112	6,375,692,654	▲0.22	6,492,673,366	1.83
年間平均月額	532,465,509	531,307,721	▲0.22	541,056,114	1.83

7. 社会保障・税番号制度(マイナンバー)の広報について

平成25年5月に成立した共通番号制度法が施行される今年10月にスタートする。これにより、個人の情報の管理が大きく変わる。年金、健康保険、介護保険、雇用保険、確定申告、源泉徴収などの個人情報現在所管する公的機関で別々に管理されている。これらの情報を12桁の番号で連結するのが、マイナンバー制度である。マイナンバー制度は、日本で住民登録をしている全ての人に、コンピューターで無作為に発生させた番号が強制的に割り振られる。平成27年10月から、この番号が「通知カード」により通知される。また平成27年1月から「個人番号カード」が申請により交付される。申請は通知カードと同封される申請書に顔写真を添付して市役所などで申請する。申請はインターネットでもできるが、受け取り時に本人確認が必要なので、原則、市役所等に出向かなければならない。「個人番号カード」は表に顔写真や氏名、住

所、裏に個人番号(マイナンバー)などが記され、身分証明代わりに使用することができる。有効期限は10年で、更新手続きが必要となる。「番号カード」を取得するかしないかは個人の判断に任されている。今年10月時点では、税と社会保障、災害対策の3分野に限って使うことが決まっている。その他の分野で民間企業などが利用することは禁じられている。2017年1月からは、自分のマイナンバーが何時、何の目的で利用されたかを確認できる公式サイト「マイナポータル」が開設される。一方、医療機関等事業所は従業員の源泉徴収のため全従業員のマイナンバーを税務署に届け出る義務が生じる。従業員から直接聞き取ったり、従業員に入力させたり、従業員のマイナンバーを集める作業を進めなければならない。医療機関等事業所は、従業員や取引先から集めたマイナンバーが流失したり、目的以外に使われたりすることのないよう厳重に管理しなければならない。

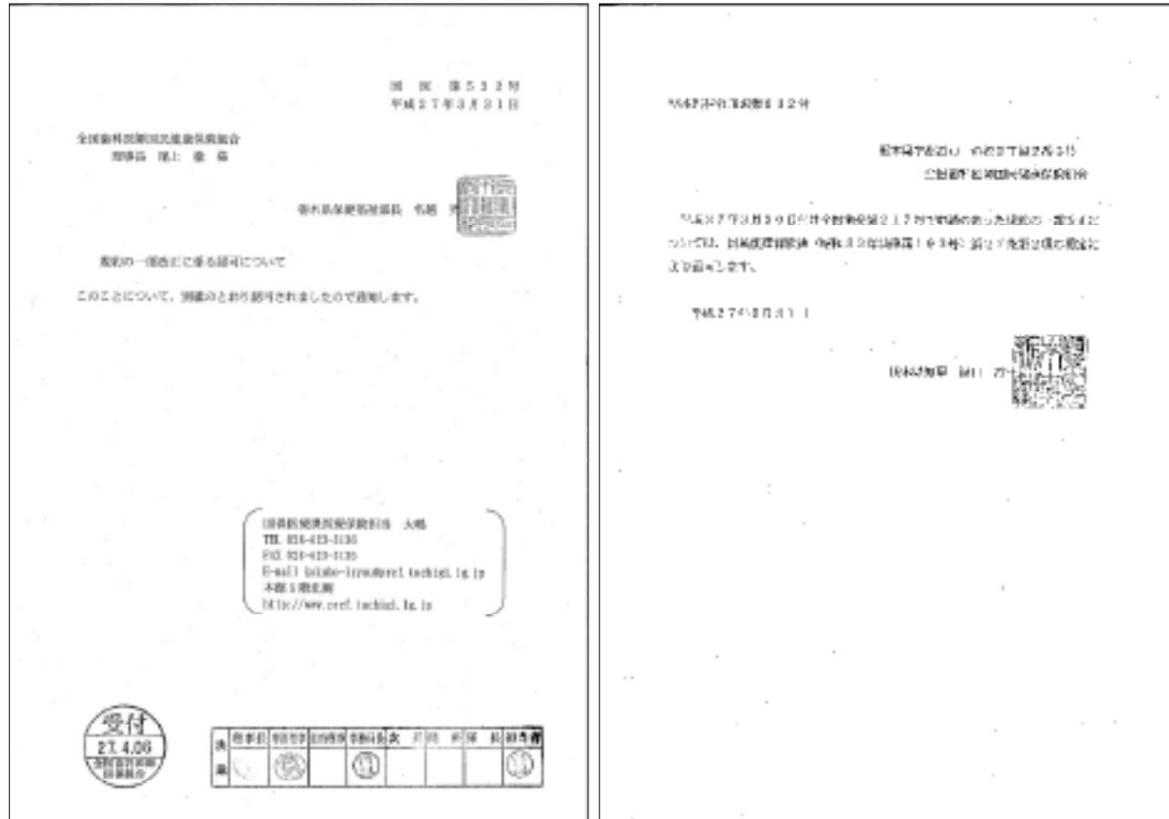
マイナンバー制度のスケジュール



〔栃木県関係〕

1. 規約の一部改正に係る認可について

第76回通常組合会で可決承認された、本組規約の一部改正に係る認可を栃木県知事に申請していたが、平成27年3月31日付けで認可の通知があった。規約の一部改正の内容は下記のとおりである。



○認可された規約の一部改正の概要

(1) 葬祭費第14条

当組合の葬祭費の支給額は、全国の歯科医師国保組合の平均額より低い水準にあることから、葬祭費の充実をはかる目的で支給額を引き上げた。

支給対象者	27年度 1件当たり支給額	26年度 1件当たり支給額
1種組合員	300,000円	200,000円
2種組合員	150,000円	100,000円
3種組合員	100,000円	100,000円
1種組合員の家族	100,000円	50,000円
2種組合員の家族	100,000円	50,000円
3種組合員の家族	100,000円	50,000円
後期高齢者組合員の家族	100,000円	50,000円

(2) 後期高齢者組合員の保健事業 死亡見舞金第16条の2二号

支給対象者	27年度 1件当たり支給額	26年度 1件当たり支給額
後期高齢者組合員	300,000円	200,000円

(3) 保険料の賦課額第18条一号イ(2)、第18条二号イ、第18条三号イ、第18条五号イ

国庫補助の見直しが実施された時に備えるため及び保険給付、前期高齢者支援金の伸びに対応するために、段階的に保険料賦課額を引き上げることが平成26年度に決定している。これに基づき平成27年度の基礎賦課額(均等割)を引き上げた。

組合員の種別	27年度 1人当たり賦課額(月額)	26年度 1人当たり賦課額(月額)
1種組合員	8,600円	7,800円
1種組合員の家族	6,600円	5,800円
2種組合員	16,500円	16,000円
2種組合員の家族	6,000円	5,500円
3種組合員	9,000円	8,500円
3種組合員の家族	6,000円	5,500円
後期高齢者組合員の家族	6,600円	5,800円

(4) 後期高齢者支援金等 第18条一号ロ、第18条二号ロ、第18条三号ロ、第18条五号ロ

組合員の種別	27年度 1人当たり賦課額(月額)	26年度 1人当たり賦課額(月額)
組合員及び組合員の家族	3,300円	3,200円

(5) 財産の管理 第64条

国庫補助の見直しが実施された時に備え、平成26年度から保険料賦課額を段階的に引き上げているが、国庫補助の見直しに備えて引き上げた分を事業会計と明確に区分して積み立てるため、規約第64条第二号に「国保事業安定積立金」を規定したものである。

〔全歯連関係〕

1. 平成27年度第1回理事会について

第1回理事会が5月26日、第2回理事会が7月7日に開催された。内容については、主に第1回通常総会の対応について協議した。

2. 平成27年度第1回通常総会について

平成27年7月7日、アルカディア市ヶ谷5F「大雪」で開催され、小澤会長の挨拶の後、来賓祝辞として、西村まさみ議員、島村大議員、全協の会長が変わり、眞野章新会長、日本歯科医師会から高木幹正会長、日歯連盟から高橋英登会長の挨拶があった。

議事では、第1号議案 平成26年度事業報告では、26年4月から27年3月までの会議開催状況等について報告があり承認された。第2号議案 平成26年度歳入歳出決

算では、歳入合計16,562,734円、歳出合計10,862,339円、差引残高5,700,395円であった。従来はこれを積立金に積み立てていたが、今回は新執行部が交代するので、差引残高の取り扱いは新執行部に一任することとした。

第3号議案 全歯連会長の選挙については、尾上理事長の挨拶のとおりです。僅差でしたが、残念ながら千葉県歯科医師国保組合の山口誠一郎先生が当選した。

また、監事の選挙では、立候補が大阪府歯科医師国保組合専務理事の河島保孝先生1人だったので無投票当選となり、もう1名は、総会で推薦ということで、山形県歯科医師国保組合副理事長の鈴木一則先生が選任された。

ですが、これでは我々には利便性がないのではと感じている。

国保組合としては、診療所で職員の源泉徴収票を発行するのにマイナンバーを職員から集めなければならない。それを源泉徴収票に書いて出すことになるので、マイナンバーについては取り扱っていかねばならないことになる。

国保組合としては、資格管理と給付の手続き、高額療養費等についても国としては考えているようです。これについては、我々の所得等がマイナンバーのもとで把握されているということですが、当面は職員への管理、国保としては資格管理、給付手続等に必要ということなので、20支部の職員等にもマイナンバーに対応するための書類の様式の変更を慎重、円滑に行くよう対応しなければと思っています。

次に情報漏洩ですが、全国歯の基幹システムはクローズドシステムですので、インターネットを利用してのウイルス感染は起こり得ないと考えて

いる。支部では府県歯科医師会で例えば会費を徴収するためにインターネットに接続しているパソコンを利用している場合は感染の危険性はでるだろうと思います。いずれ日本歯科医師会からも対応策がでると思うが、診療報酬等の処理をするのは、インターネットに接続していないパソコンを一台設置して、基本的にはそこで処理するというような対応が必要かと思う。

全国歯の基幹システムは、情報を取り出す場合USBメモリで情報をとるが、これは事前に基幹システムに登録したメモリでなければ情報を取り出せないシステムになっているので、漏洩ということはないと思う。しかし漏洩は機械が勝手にするものではなく、人間が行なうものと考えているので、取り扱いについては、説明会も含めて支部職員に指導していきたいと考えている。国から新しい情報もたらされた場合は、即座に支部を通じて議員の先生方にもお知らせします。

(齊藤専務理事)

事前質問

質疑応答の要旨

Q マイナンバー制度に関して組織は勿論、1種組合員もマイナンバーの取扱者として厳格な対応が求められている。また罰則もかなり厳しいものが課せられる。こうした状況を踏まえて、組合員に対する積極的情報公開、あるいは対応の仕方のマニュアルなどを考えているのかなど、マイナンバー制度の対応に関する全国歯の進捗状況をお聞かせ頂きたい。

(新潟県支部 井比陽議員)

A 組合員への情報提供をどのようにしていくのか、また、今後の全国歯の対応ということで回答させて頂く。

10月に通知カードが行政から送付される。この通知カードには住所、生年月日、性別とマイナンバーが記載されている。この通知カードだけでは本人確認はできない。別途運転免許証等顔写真の入った証明書が必要になる。

来年1月以降に通知カードを持って市区町村に



井比議員

申請すると個人番号カードが発行されるこのカードには、基本4情報の氏名、住所、生年月日、性別とマイナンバーが記載され、顔写真とICチップ化される。これは、公的な身分証明書として利用が可能となる。それと、税務申告のインタックス、こういったものの電子申請ができる。また、印鑑登録書などの行政サービスに利用できる。だが、それが我々にとってどんなメリットがあるかということです。行政がいうのは、納税証明書など行政の発行する諸証明書が個人番号カードを持って行くことで発行してくれる。その他に生活保護の不正受給の防止、所得の過小申告等の防止などで

全国歯科医師国民健康保険組合表彰

山下常務理事より、全国歯科医師国民健康保険組合表彰規程に基づき、当組合の事業運営に顕著な功績のあった先生方の紹介の後、引き続き尾上理事長より表彰状と記念品を贈呈し表彰した。



山下常務理事

【受賞者代表秦野真治先生の挨拶】

ただ今表彰して頂きました鳥根県の秦野でございます。本日は組合会の貴重な時間に表彰して頂きまして感謝で一杯でございます。私は18年前、鳥根県支部の理事となり、暫くして組合会に出させてい



秦野真治先生

ただきました。年に2回東京の空気を吸いながら、昔でいうおのほりさんの気持ちを満喫しておりました。こうしておりますと、この間の思い出がまさに走馬灯のように駆け巡って参ります。この間、私がなにをしたか、組合の何か役立ったかと反省をこめながら考えているところです。この表彰を機にもう少し気を引き締めて、今後の2年間の任期を努めていこうと思います。最後に皆様に感謝の意を表して挨拶いたします。

全国歯科医師国民健康保険組合被表彰者

一 支部長及び組合の役員として通算した在職期間が9年を超え顕著な功績のあった者。

ひらつか やすのり
平塚 靖規 先生

(前組合会議員・前京都府支部支部長)

【本部関係】

平成11年7月30日～平成13年7月24日 組合理事2年
平成19年4月～平成27年6月21日 組合会議員8年3ヶ月

【支部関係】

平成7年4月～平成11年3月 支部理事4年
平成11年4月～平成13年3月 支部常務理事2年
平成19年4月～平成27年6月21日 支部長8年3ヶ月
通算10年3ヶ月(平成27年7月末現在)



二 支部の役員と組合の役員、支部の役員と組合会議員、組合の役員と組合会議員として通算した在職期間が15年を超え顕著な功績のあった者。

ごとう ゆきお
後藤 幸央 先生

(組合会議員・岐阜県支部副支部長)

【本部関係】

平成21年4月～現在 組合会議員6年4ヶ月

【支部関係】

平成12年4月～平成15年3月 支部理事3年
平成15年4月～平成25年6月 支部常務理事10年3ヶ月
平成25年7月～現在 副支部長2年
通算15年3ヶ月(平成27年7月末現在)



ふくだ ゆたか
福田 豊 先生

(組合会議員・山口県支部副支部長)

【本部関係】

平成21年4月～現在 組合会議員6年4ヶ月

【支部関係】

平成9年4月～平成21年3月 支部理事12年
平成21年4月～現在 副支部長6年4ヶ月
通算18年4ヶ月(平成27年7月末現在)



はたの しんじ
秦野 真治 先生

(組合会議員・鳥根県支部支部理事)

【本部関係】

平成14年4月～現在 組合会議員13年4ヶ月

【支部関係】

平成9年4月～現在 支部理事18年4ヶ月
通算18年4ヶ月(平成27年7月末現在)



さいとう ゆきお
齊藤 愛夫 先生

(組合専務理事・福井県支部副支部長)

【本部関係】

平成11年4月～平成20年3月 組合会議員9年
平成20年4月～平成23年3月 組合理事3年
平成23年4月～平成25年7月 組合常務理事2年4ヶ月
平成25年8月～現在 組合専務理事2年

【支部関係】

平成14年4月～平成20年3月 支部理事6年
平成20年4月～平成25年7月 支部常務理事5年4ヶ月
平成20年4月～現在 支部副支部長7年4ヶ月
通算16年4ヶ月(平成27年7月末現在)



叙勲受章者に対する記念品の贈呈

山下常務理事より、平成27年春の叙勲で保健衛生功勞により旭日小綬章を受章された、仲佐善昭先生の紹介があり、引き続き尾上理事長より記念品を贈呈し祝意を表した。

【仲佐善昭先生の挨拶の要旨】

ただ今は、このような記念品を頂きまして有難うございました。

略歴には色々いっぱい書いてありますが、果たして、私がなにをしたのかなと思い振り返ってみると、殆ど何もやっていない。ただ役員を長くやって来ただけということであり、本当にこれを頂いて良いものかと思いましたが、これは私が頂いたのではなく、鳥根県歯科医師会あるいは全国歯が頂いたもので、私はその代表に過ぎないという

ことで、断る訳にもいれないので受けさせて頂きました。

5月12日、皇居豊明殿に入り、天皇陛下の拝謁を賜りました。これは一生に一度のことと思ひ、感動しました。本当に受章して良かったと思ひました。

私も70歳になったばかりですので、まだ少し元気がありますので、鳥根県歯科医師会や全国歯の後輩達のお手伝いができればと思ひていますので、ご指導、ご鞭撻をお願いいたします。今日は本当に有難うございました。



仲佐善昭先生

議長挨拶 井川議長

これをもちまして、本日の全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる組合会の進行にご協力賜り、心よりお礼申し上げますとともに、本日をもちまして議長を退任させていただきます。稚

拙な進行に対してお詫び申し上げますとともに、先生方のご協力により、無事大任を果たすことが出来ましたことを改めて感謝申し上げます。

副議長挨拶 松崎副議長

今回をもちまして、副議長を退任させていただきます。無事副議長の大任を果たすことが出来ま

したのも、一重に先生方のご協力の賜と心から感謝いたします。

閉会の辞 鈴木副理事長

本日尾上理事長が再任されまして、尾上執行部二期目ということ。尾上先生は最も大変な時期に理事長になられ、あえて火中の栗を拾われたということに対して非常に尊敬の念を申し上げます。28年度からの行方は皆様ご承知のことと思ひ

ます。この航海は他にないだろう常に台風の嵐の中を進むことになると思ひます。本日出席された組合会議員の先生方には、これからもご指導、ご鞭撻をお願いいたします。これをもちまして、第77回通常組合会を閉会といたします。

平成27年度第2回理事会

第二次尾上執行部がスタート

平成27年8月5日（水）、朝日生命大手町ビル・フクラシア東京ステーション「6A」で役員改選後、最初となる平成27年度第2回理事会を開催し、副理事長、専務理事、常務理事を選任し、第二次尾上・齊藤体制がスタートした。

第14期全国歯科医師国民健康保険組合役員名簿（平成27年8月1日～平成29年7月31日）

役職	担当	氏名	支部
理事長	総理	尾上 徹	京都
副理事長	会計	鈴木 哲男	岩手
〃	渉外	仲佐 善昭	鳥根
〃	総務	三塚 憲二	山梨
専務理事	総括	齊藤 愛夫	福井
常務理事	総務	芦田 欣一	滋賀
〃	広報	柴田 勝	栃木
〃	渉外	山下 喜世弘	香川
〃	給付 適用	樋口 壽一郎	鳥取
〃	渉外	平塚 靖規	京都

役職	担当	氏名	支部
理事		鈴木 聖次	岡山
〃		五十嵐 治	新潟
〃		嶋中 繁樹	青森
〃		阿部 義和	岐阜
〃		堀部 紘	徳島
〃		中塚 直	石川
〃		春日 司郎	長野
〃		高嶺 明彦	沖縄
〃	渉外 会計	袋布 充	京都
〃		山崎 安仁	富山
〃		窪 盛偉	高知
〃		小山 茂幸	山口
常務監事		滝澤 隆	長野
監事		箱崎 守男	岩手
相談役		横山 靖夫	岐阜
〃		今井 博	

第14期全国歯科医師国民健康保険組合役員



- 春日理事
(上1段目)
小山 理事
山崎 理事
高嶺 理事
中塚 理事
堀部 理事
袋布 理事
窪 理事
- (中2段目)
阿部 理事
五十嵐 理事
箱崎 監事
滝澤 常務監事
樋口 常務理事
平塚 常務理事
鈴木(聖) 理事
嶋中 理事
- (下3段目)
山下 常務理事
芦田 常務理事
三塚 副理事長
鈴木(哲) 副理事長
尾上 理事長
仲佐 副理事長
齊藤 専務理事
柴田 常務理事

全歯連地区推薦理事・調査委員 ・選挙管理会委員等の推薦

全歯連から推薦依頼により地区推薦理事及び委員等について、協議の結果下記のとおり推薦した。

全歯連役職	氏名	全国歯の役職
副会長	仲佐善昭	副理事長
理事	平塚靖規	常務理事
調査委員	袋布充	理事
選挙管理会委員	五十嵐治	理事
選挙管理会予備委員	高嶺明彦	理事

平成27年 春の叙勲受章者



なか さ よし まさ
仲 佐 善 昭 先生

(昭和20年3月8日生)

- 【受章種別】 旭日小綬章
- 【功劳種別】 保健衛生功劳
- 【表彰歴】

- 平成5年3月 島根県学校歯科医会表彰(学校歯科保健功劳)
- 平成15年6月 島根県学校保健会表彰(学校保健功劳)
- 平成15年11月 社団法人日本歯科医師会会長表彰(歯科保健功劳)
- 平成20年11月 島根県知事表彰(保健・医療・福祉功劳)
- 平成23年11月 厚生労働大臣表彰(歯科保健功劳)

【略歴】

- ・県歯科医師会関係
 - 昭和54年4月1日～昭和60年3月31日 島根県歯科医師会常務理事
 - 昭和60年4月1日～平成3年3月31日 島根県歯科医師会理事
 - 平成6年4月1日～平成9年3月31日 島根県歯科医師会理事
 - 平成12年4月1日～平成18年3月31日 島根県歯科医師会専務理事
 - 平成18年4月1日～平成25年3月31日 島根県歯科医師会会長
 - 平成25年4月1日～現在 島根県歯科医師会顧問
- ・全国歯科医師国民健康保険組合関係(本部)
 - 平成18年4月1日～平成20年3月31日 組合会議員
 - 平成20年4月1日～平成25年7月31日 常務理事
 - 平成25年8月1日～現在 副理事長
- ・全国歯科医師国民健康保険組合関係(支部)
 - 平成18年4月1日～平成25年3月31日 島根県支部支部長
 - 平成25年4月1日～現在 島根県支部副支部長
- ・全国歯科医師国民健康保険組合連合会関係
 - 平成21年4月1日～平成22年3月31日 全歯連理事
 - 平成23年4月1日～平成25年7月31日 全歯連調査委員会委員長
 - 平成25年8月1日～現在 全歯連理事
- ・日本歯科医師会関係
 - 平成12年4月1日～平成18年3月31日 予備代議員
 - 平成15年4月1日～平成18年3月31日 社会保険委員会委員
 - 平成18年4月1日～平成25年6月30日 代議員
 - 平成18年4月1日～平成21年3月31日 日本歯科医学会評議員
 - 平成21年4月1日～平成23年3月31日 予算決算特別委員会委員

富山県支部

本年3月14日、待望の北陸新幹線が開通しました。東京から富山までは最速2時間8分、最大66分も所要時間が短縮。利便性が格段にアップすることで首都圏からの観光客が増加しています。

富山県には、立山黒部アルペンルートや昨年10月にユネスコが支援する「世界で最も美しい湾クラブ」の加盟が承認された富山湾などの美しく豊かな自然、世界文化遺産の五箇山合掌造り集落や国宝瑞龍寺などの多彩な歴史・文化、ホタルイカやシロエビなどの「キトキト」で美味しい海の幸・山の幸など、富山ならではの多彩な魅力があります。

ゆっくと富山の魅力を体感されることを期待しています。

また、本県は、持ち家率や1住宅あたりの延面積が全国第1位であり、居住水準は全国のトップクラスにあり、道路をはじめとした社会資本の整備や災害や火災発生件数の少なさと合わせて、住みよい環境を形成しています。

さて、富山県では、昭和37年11月1日に富山県歯科医師国民健康保険組合を設立し、昭和53年4月1日の全国歯科医師国民健康保険組合創設と同時に加入しております。平成27年8月現在の被保険者数は、1種組合員433名・家族851名、2種組合員40名・家族27名、3種組合員903名・家族93名、後期高齢者組合員51名の計2,398名となっています。

富山県支部の保健事業は、人間・脳ドック健診の斡旋、ヘリカルCT肺がん健診、HBs抗原・抗体検査、さらに本年度より新たに、早期のがんを発見することができるマイクロアレイ血液検査を取入れ、生活習慣の見直しを行い、病気の発症を未然に防ぐこと、また病気を早期に発見して、機を逸することなく早期に治療を行うことを推奨しています。

<富山県支部役員名簿> H27.8.1 現在

役職	氏名	
支部長	山崎安仁	本部理事
副支部長	野田修	
常務理事	山本尚靖	組合会議員
理事	城川和夫	
理事	城野利盛	
理事	山田隆寛	
理事	山田雅敏	組合会議員
監事	安田篤	
監事	中道勇	



後列 山田(雅)理事 山田(隆)理事 城野理事 城川理事
前列 中道監事 安田監事 山崎支部長 野田副支部長 山本常務理事

滋賀県支部

滋賀県は災害も少なく、京都・大阪・名古屋等の都会にも近く、住みやすく良いところです。

マザーレイク琵琶湖は、多種多様な生き物が住み、京都・大阪の水瓶です。幾度も歴史の表舞台となり、重要文化財の指定件数が全国4位の奥深い歴史・文化があり、最近では映画撮影もよく見受けられます。

近江牛・近江米・幻の琵琶ます・鮎ずし等、恵み豊かな食があります。このようなすばらしい魅力が沢山ある滋賀県に一度お越し下さいませ！！

滋賀県支部は、滋賀県歯科医師国保組合を昭和32年9月29日に創立し、全国歯科医師国保組合に設立時(昭和53年4月1日)より参加している歴史ある支部です。

平成27年7月1日現在、1種474名(家族951名)、2種35名(家族24名)、3種1,050名(家族140名)、後期43名 計2,717名です。役員は支部長1名、副支部長1名、常務理事2名(内1名兼任)、理事3名、監事2名で、芦田支部長のもと、日々運営に励んでおります。

(井田治彦 記)

<滋賀県支部 役員・運営委員名簿> H27.8.1 現在

<役員>	<氏名>	<支部運営委員>	<氏名>
支部長	芦田 欣一	大津地域	大里 秀樹
副支部長兼常務理事	井田 治彦	南部地域	南 英世
常務理事	角田 和芳	甲賀地域	峯野 雅晴
理事	小上 敬嗣	湖東地域	富永 章一
理事	東條 博充	彦根地域	若松 健治
理事	田井 中聡	湖北地域	清水 哲之
監事	古藤 英夫	高島地域	藤本 篤
監事	安原 善蔵	<事務>	早崎 仁子



後列 角田常務理事 小上理事 東條理事 田井中理事
前列 井田副支部長兼常務理事 芦田支部長 古藤監事 安原監事

平成27年10月から

マイナンバーが国民のみなさまのもとに！



導入準備は進んでいますか？

マイナンバー導入チェックリスト

★ マイナンバーの導入に際し、事業者のみなさまは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

従業員数の少ない事業者では、以下のチェックリストを参考にしてください。☑

<担当者の明確化と番号の取得>

- マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
①顔写真の付いている「個人番号カード」か、②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。

※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。
※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。



<マイナンバーの管理・保管>

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウィルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

<従業員の皆さんへの確認事項>

- 裏面を掲示版に貼るなどして、従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。

ご不明な点は マイナンバーのコールセンター
0570-20-0178 へ

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 ※ 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）
※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

マイナンバー制度、はじまります。



愛称：マイナちゃん



平成27年10月から、マイナンバーを一人ひとりにお届けします。

- ・ マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号で「通知カード」が送られてきます。
- ・ 平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が始まります。
- ・ マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。

行政手続きが、早く、簡単かつ正確に行えるようになります。

- ・ 社会保障の手続きや源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続きで利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・ 正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。

事業者は、行政手続きなどのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・ 事業者は、社会保障の手続きや源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・ 個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。

マイナンバーに関するホームページやコールセンターがあります。

もっと詳しく知りたい方は で検索。又は 0570-20-0178 へお問い合わせください。

（受付時間）土日祝日、年末年始を除く9:30～17:30

接骨院・整骨院・柔整のかかり方について

柔道整復師による施術には健康保険が使える場合と、使えない場合があります。

治療を受ける際の注意点

◆負傷の原因を正しく伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害（通勤途中含む）に該当する場合等、健康保険が使えません。また交通事故など第三者行為に該当する場合は当組合へ連絡をしてください。

◆療養費支給申請書は内容をよく確認し、自分で署名しましょう。

「療養費支給申請書」は、柔道整復師が本人に代わって治療費を保険者に請求する重要な書類です。必ず内容（傷病名・日数・金額）をよく確認し署名または捺印して下さい。

◆必ず領収書をもらいましょう

医療費控除を受ける際に必要になります。大切に保管してください。

◆治療が長引く場合は一度医師の診断を

治療が長期にわたる場合は、内科的な要因も考えられますので一度医師の診察を受けましょう。

※不適切な治療が見受けられた場合、内容をお尋ねすることがあります。

40歳～74歳のみなさまへ

特定健診・特定保健指導を受けましょう

メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導を活用し、健康づくりに取り組みましょう。体の状態を定期的にチェックするよい機会です。

受診料は無料ですので、受けそびれることがないように、年に1回必ず受診しましょう。

特定健診の受診期間は平成28年3月末日

- ・特定健診の受診券は平成27年5月下旬に、該当者の方へ圧着ハガキにて郵送しております。
- ・受診券（ハガキ）を紛失された方は、再交付いたしますので、各支部事務所までご連絡して下さい。
- ・平成28年3月末日までの受診期間ですが、気になりましたらお早めに受診してください。

特定保健指導は特定健診の結果から、メタボリックシンドロームの危険性が高いと判断した方に特定保健指導の「利用券」を送付いたします。特定保健指導も無料です。

今の生活習慣を放置せず、特定保健指導を受けることにより、生活習慣病のリスクを未然に防ぐために、是非、ご利用ください。

平成27年8月 被保険者証・高齢受給者証の更新

- ◎7月末からお届けしておりました被保険者証及び高齢受給者証の記載事項をご確認ください。
- ◎有効期限切れの旧被保険者証等（有効期限 平成27年7月31日）は、必ず**支部事務所までご返却をお願いいたします。**
- ◎お手元に届いていない場合等ご不明な点は、支部事務所までお問い合わせください。

限度額適用認定証の更新

70歳未満の方が医療機関などを受診（入院・外来等）したとき、窓口で「国民健康保険限度額適用認定証」を提示すればひと月の医療費が高額（一定の自己負担限度額を超えた額）になった場合でも支払額が自己負担限度額に止められる認定証です。

この「国民健康保険限度額適用認定証」は事前に発行することができます。窓口負担が限度額を超えそうな場合は発行申請をしてください。

なお、27年7月以前に「国民健康保険限度額適用認定証」を交付されている方で8月以降も引き続き入院される方、または外来等の受診で支払いが高額になりそうな方は（有効期限平成27年7月31日）、早めに「国民健康保険限度額適用認定証」の交付申請をしてください。

ただし、自己負担限度額は所得や家族構成の移動で変わる場合があります。非課税世帯の方は入院時食事代の負担額も減額されてます。

「国民健康保険限度額認定証」の発行及び更新については、支部事務所へお問い合わせください。有効期限の切れた「国民健康保険限度額適用認定証」をお持ちの方は支部事務所へ返却してください。

人工透析を受けている70歳未満の方へ （特定疾病療養受療証の更新）

人工透析を受けている70歳未満の方で、「国民健康保険特定疾病療養受療証」の交付手続きはお済でしょうか。

有効期限が平成27年7月31日までのものをお持ちの方は、お早目に交付手続きを済ませてください。

手続きには、世帯全員の平成26年中の収入がわかる書類等が必要です。自己負担限度額は所得や家族構成の異動で変わる場合があります。詳しくは支部事務所までお問い合わせください。

有効期限の切れた「国民健康保険限度額適用認定証」をお持ちの方は支部事務所へ返却してください。

インフルエンザ予防接種補助事業

インフルエンザの罹患予防を図るため、インフルエンザの予防接種をした方に、その予防接種の費用の一部を負担します。

対象者	当組合の被保険者（後期高齢者組合員を除く）
補助金額	① 1名につき、2,000円を限度に支給します。 ② 費用額が2,000円に満たない場合は、実費分を支給します。 ③ 2回接種法で1回分が2,000円未満の場合、2回目分の領収書を提出した場合は、その合算額から2,000円を限度に支給します。 ④ 他の制度（市町村等）より補助を受ける時は、その制度を優先します。
実施期間	事業年度の4月1日から翌年3月31日まで
申請期限	当該事業年度の終了した年の4月7日までに各支部に申請してください。 ご不明な点は支部へお問い合わせください。

節目健診（人間ドック等）補助事業

組合員の健康保持増進を目的に、節目健診の受診者に対して健診費用の一部を補助します。是非、人間ドック等の健康診査を受診してください。

対象者	① 1種組合員及び2種組合員のうち、当該年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する方。 ② 対象となった1種組合員の被保険者である配偶者の方。なお、この場合の配偶者の年齢は問いません。 ③ 3種組合員のうち、当該年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する方。
補助金額	同一年度内に受診した健診に対し、30,000円（受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額）を限度として支給します。
実施期間	事業年度の4月1日から翌年3月31日まで
申請期限	当該事業年度の終了した年の平成28年4月7日までに各支部に申請してください。

ご不明な点は支部へお問い合わせください。



表紙「阿波おどり」

阿波おどりの期間中は徳島市内は阿波おどり一色となる。いまや高円寺はじめ徳島以外の各地でも踊られている。

「踊る阿呆に見る阿呆同じ阿呆なら踊らにゃ損々」といわれる軽快な鳴物のリズムに乗って興ずる。踊りの起源については「阿波の殿様蜂須賀候が残せし盆踊りの」の歌の文句がある。

また豊かな財力をもった阿波の藍商人が背後にあって踊りが隆盛をみたといわれる。
(撮影者 I. H)